

審　　査　　基　　準

令和4年3月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　　拠　　条　項：第9条の3の2第1項
処　　分　　の　概　要：クロスボウ射撃指導員の指定
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
<p>審　　査　　基　　準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の处分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p>
標　　準　　処　理　期　間：35日
申　　請　　先：所轄警察署生活安全課（係）
問　　い　合　わ　せ　先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備　　考：